

電気設備の技術基準の解釈 第 149 条（低圧分岐回路等の施設）

低圧分岐回路には、次の各号により過電流遮断器及び開閉器を施設すること。

1 低圧幹線との分岐点から電線の長さが 3m 以下の箇所に、過電流遮断器を施設すること。ただし、分岐点から 過電流遮断器までの電線が、次のいずれかに該当する場合は、分岐点から 3m を超える箇所に施設することができる。

イ 電線の許容電流が、その電線に接続する低圧幹線を保護する過電流遮断器の定格電流の 55%以上である場合

ロ 電線の長さが 8m 以下であり、かつ、電線の許容電流がその電線に接続する低圧幹線を保護する過電流遮断器の定格電流の 35%以上である場合

2 前号の規定により施設する過電流遮断器は、各極(多線式電路の中性極を除く。)に施設すること。ただし、次のいずれかに該当する電線の極については、この限りでない。

イ 対地電圧が 150V 以下の低圧電路の接地側電線以外の電線に施設した過電流遮断器が動作した場合において、各極が同時に遮断されるときは、当該電路の接地側電線

2 低圧分岐回路は、次の各号により施設すること。

1 第 2 号及び第 3 号に規定するものを除き、次によること。

イ 第 1 項第 1 号の規定により施設する過電流遮断器の定格電流は、50A 以下であること。

ロ 電線は、太さが次表の中欄に規定する値の軟銅線若しくはこれと同等以上の許容電流のあるもの又は太さが同表の右欄に規定する値以上の MI ケーブルであること。

ニ 低圧分岐回路に接続する、コンセント又はねじ込み接続器若しくはソケットは、次表に規定するものであること。

3 住宅の屋内には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中性線を有する低圧分岐回路を施設しないこと。

分岐回路を保護する過電流継遮断器と軟銅線太さとコンセントの関係

分岐回路を保護する過電流遮断器の種類	軟銅線の太さ	コンセント
定格電流が 15 A 以下のもの	直径	定格電流が 15 A 以下のもの
定格電流が 15 A を超え 20 A 以下の配線用遮断器	1.6 mm	定格電流が 20 A 以下のもの
定格電流が 15 A を超え 20 A 以下のもの(配線用遮断器を除く。)	直径 2 mm	定格電流が 20 A のもの(定格電流が 20 A 未満の差込みプラグが接続できるものを除く。)
定格電流が 20 A を超え 30 A 以下のもの	直径 2.6 mm	定格電流が 20 A 以上 30 A 以下のもの(定格電流が 20 A 未満の差込みプラグが接続できるものを除く。)
定格電流が 30 A を超え 40 A 以下のもの	断面積 8 mm ²	定格電流が 30 A 以上 40 A 以下のもの
格電流が 40 A を超え 50 A 以下のもの	断面積 14 mm ²	定格電流が 40 A 以上 50 A 以下のもの

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について 別表第 11（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）

1 電気用品に使用される電気絶縁物又は熱絶縁物(電源電線等に使用されるものを除く。)

(2) 絶縁物の使用温度の上限値

ニ 有機材料(熱可塑性樹脂)

種類 (材 料 名)	使用温度の上限値	
	その1	その2
架橋ポリエチレン混合物(電線用)	90	120
塩化ビニル混合物(電線用)	60	75
耐熱塩化ビニル混合物(電線用)	75	105